

令和8年度

入所のしおり

< 重要事項説明書 >



みつほいくしよのうた

作詞 岸 悟
作曲 土谷 幸男

一、おしまのかぜに つつまれて

おおきなこえで おはようさん
すすんでできます ごあいさつ
みんななかよし げんきなこ
みつ みつ みつ ほいくしよの
おともだち

二、あかるいひざしに つつまれて

ひろげのはまで すなあそび
やさしくみまもる カモメさん
たのしくはしゃぐ わたしたち
みつ みつ みつ ほいくしよの
おともだち

三、おまとのやまに つつまれて

あおいおそらに しろいくも
はたけでいもほり たのしいな
みんなともだち がんばるこ
みつ みつ みつ ほいくしよの
おともだち

松江市立御津保育所

〒690-0411 松江市鹿島町御津 799 番地 2

TEL・FAX 0852-82-0302



お子さんの入所 おめでとうございます



保育所は、家庭と連携しながら、お子さんの様子や発達を踏まえ、環境を通して、「養護」と「教育」を一体的に行うことを特性としています。

お子さんが健康・安全で安心した生活を送られるよう環境を整え、乳児から就学前までのお子さんの成長を支えてまいります。そして、保育所保育指針を踏まえ、生活や遊びを通して、保育者や友だちといろいろな体験を積み重ね、より豊かな心身の育ちとなるよう、総合的に保育を行います。

よりよいお子さんの成長を願い、家庭と保育所がお互いに理解しあっていきましょう。

1. 松江市公立保育所保育方針

保育理念

～一人一人のこどもを大切にし、保護者から信頼され、地域に愛される保育所～

保育方針

～一人一人がかけがえのない存在であることを大切に考え、

生活や遊びを通して一体的に保育する～

- 1 くつろいだ雰囲気の中で、一人一人のこどものありのままの姿を受け入れ、応答的な関わりを通じて情緒の安定を図る。
- 2 温かい人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感や自己肯定感、人権を大切にする心を育む。
- 3 発達過程に即した適切かつ豊かで応答性のある環境の中で、周囲の人、物、場などの環境に興味をもち、主体的に関わろうとすることこどもを育てる。
- 4 一人一人のこどもの健康状態や発育及び発達に応じて、健康支援や食育の推進に取り組む。
- 5 育ちと学びの連続性を踏まえた保育の充実を図り、保幼小と連携をしながら小学校への円滑な接続を行う。
- 6 こどもの生命を守るための体制づくり等を医療機関・県や市の関係機関と連携しながら行う。
- 7 保護者に対する援助は、こどもの最善の利益を考慮した上で、保護者の意向を受け止め、保育士等の専門性や保育所の特性を生かし、適切に対応する。
- 8 こどもや保護者への関わりに一貫性をもち、全職員で全ての乳幼児の保育に

きめ細やかな配慮をするために、職員の連携を密にし、共通理解を図る。

- 9 家庭や地域社会に開かれた社会資源として、公民館や教育機関等と連携や協働を図る。

保育目標 ～主体性と思いやりのあるこどもを求めて～

- 1 愛されているという実感をもち、自分を大切にすることも
- 2 自ら健康で安全な生活をつくり出そうとすることも
- 3 身近な環境に主体的に関わる中で、考えたり、工夫したり、試したりしようとするこども
- 4 お互いを認め合い、友達と一緒に考えたり、協力したりしようとするこども
- 5 家族を大切にしたり、地域に親しみをもちたりしようとするこども
(ふるさとを大切にすることも 御津保育所)
- 6 自分なりの言葉で伝えたり、相手の話を聞こうとしたりして、言葉による伝え合いを楽しむこども
- 7 感じたことや考えたことを自分なりに表現することを喜ぶこども

御津保育所

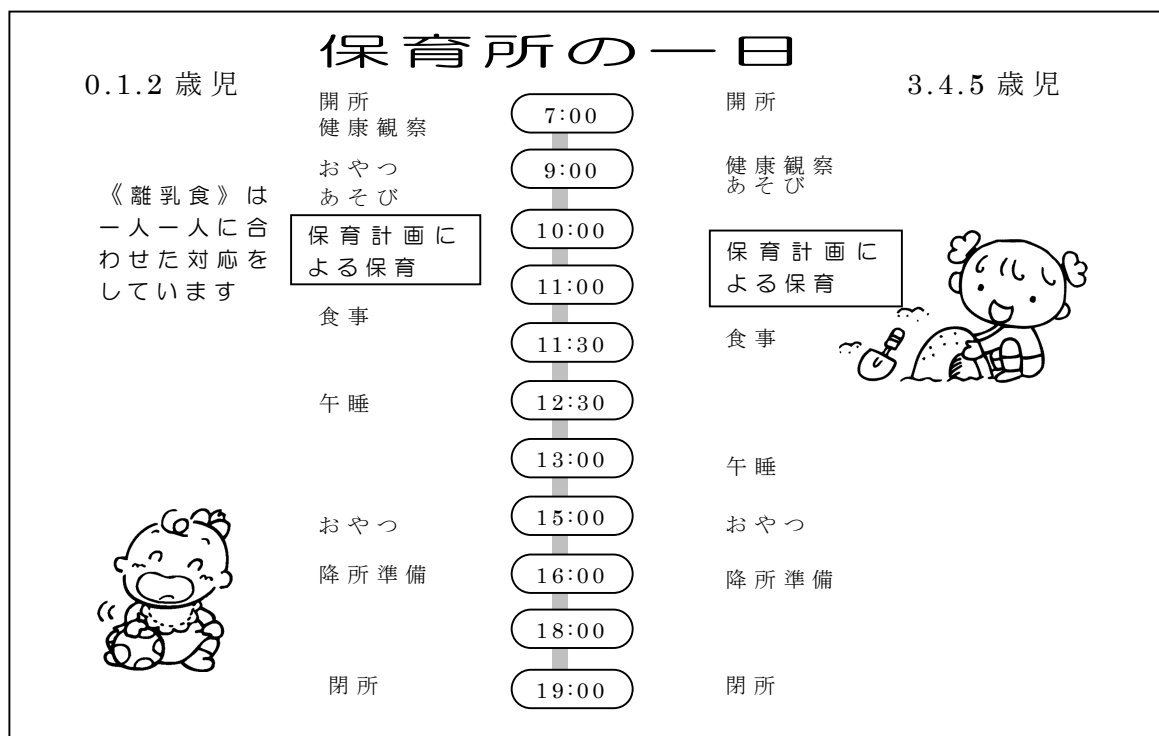
保育目標

『一人一人の“らしさ”が輝く 心豊かな みつつ子の育成』

めざすこども像

- ㊦ みんな大好き 優しく思いやりのあるこども
- ㊧ 伝え合おう 思いや考えを伝え合えるこども
- ㊨ 心も体も元気いっぱい 心をうごかし意欲的に遊ぶこども

2. 1日の生活の流れ



3. 保育時間等



(1) 開園所時間

[平日] 午前 7 時～午後 7 時

[土曜] 午前 7 時～午後 6 時

(2) 保育時間

■ 保育標準時間認定 [平日] 午前 7 時～午後 6 時

[土曜] 午前 7 時～午後 6 時

■ 保育短時間認定 [平日] 午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分

[土曜] 午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分

* 「求職活動」及び「育児休業中の継続利用」については
「保育短時間」となります。

(3) 延長保育

■ 保育標準時間認定 [平日] 午後 6 時～午後 7 時

■ 保育短時間認定 [平日] 午前 7 時～午前 8 時 30 分 (前延長)
午後 4 時 30 分～午後 6 時 (後延長)
午後 6 時～午後 7 時

(標準時間認定と同じ延長保育も利用できます)

[土曜] 午前 7 時～午前 8 時 30 分 (前延長)
午後 4 時 30 分～午後 6 時 (後延長)

* 延長保育には、年間の申請書が必要です。

(4) 休所日

- 日曜日・祝日および年末年始の休日（12月29日～1月3日）
- 特別の事情のため、所長が必要と認めた日

* 状況によっては、家庭保育のご協力をお願いする場合があります。

4. 利用の終了と現況届

(1) 以下の場合には、保育の提供を終了します

- ① お子さんが小学校に就学したとき
- ② お子さんの保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき（家庭保育が可能になった場合は、所長までお知らせください）
- ③ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

(2) 退所届出について

都合で退所するときは、所定の用紙(保育所にあります)に記入して保育所へ提

出してください。

(3) 教育・保育給付認定現況届について

教育・保育給付認定を受けた時点の保育を必要とする事由が、変更なく継続していることを確認するために、毎年現況届を提出していただきます。手続きについては時期になりましたらお知らせします。

5. 保育所でけがをした時の給付

＜独立行政法人日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」＞

保育所で事故によるケガなどをされた場合、医療費の給付を受けるために児童全員に加入していただきます。手続きについては、入所当初に同意書を提出していただきます。掛金の240円は保護者負担です。

6. 保護者会

在籍する児童の保護者で組織し、保育所の運営について協力援助し、児童の健全育成を図るために保護者会があります。

7. 毎月の納入金

(1) 保 育 料

(0～2 歳児)

- 皆さんに納付していただく保育料は、松江市で決定し通知されます。
- 保育料は、松江市へ納めてください。保育料の納付は金融機関口座自動引き落としをご利用になれます。
- 長期欠席の場合でも決定した保育料月額は変わりません。納付期限までに全額納付してください。
- 月の途中で退所された場合は日割り計算となります。

(3～5 歳児)

- 国制度による幼児教育・保育の無償化により、保育料が無償となります。

(2) 延長保育料

- 松江市の規則に基づいて徴収します。

(3) 給食に関する保育料のしくみについて

- 0～2 歳児については、毎月負担していただく保育料に、主食・副食(おやつ含む)の完全給食の費用が含まれています。



- ・ 3歳以上児については、主食費・副食費は、毎月別途の保護者負担となります。

◎3歳以上の給食費について

- ・ 給食費 月額 6,400 円(主食費月額 1,600 円 副食費月額 4,800 円)
- ・ 長期間(1 か月以上 1 か月単位)にわたり、登所しないことがあらかじめ分かっているときは、欠席される月の前月 1 日までに申し出をいただいた場合には、給食費は集金しません。
- ・ その月の土曜保育を一度も利用されなかった場合や土曜保育を利用したが、給食(おやつ)を一度も食べなかった場合、その月の土曜日分の給食費はいただきません。その場合は月額を減額し、月額 5,120 円(主食費 月額 1,280 円 副食費 月額 3,840 円)です。
- ・ 副食費が免除される方へは「副食費徴収免除決定通知書」が松江市から送付されます。

(4) その他必要となる費用

- ・ その他行事経費、写真代、保育用品代など必要に応じて実費を徴収します。

(5) 保護者会費

- ・ お子さん一人当たり月額 600円 年間7,200円
 ※前期、後期に分けて3,600円ずつ徴収します。
 ※保護者会会則では、月の中途で入所された場合は入所月以降を納める。退所された場合は年度末までの残り月分を返金する。
- ・ 保護者会費は保護者会の収入となり、用途は保護者会で決定されます。
- ・ 保護者会費の金額については変更になる場合があります。

(6) 徴収金の納付方法

- ・ キャッシュレス決済(エンペイ)の対象費用は
 給食費・延長保育料・スポーツ振興センター保護者負担金です。
 その他(保護者会費・保育用品代等の実費は徴収袋にて現金徴収とします。)
*各徴収金については所定の期日までに登所時、受付職員に手渡しで提出してください。

8. 緊急時の対応

お預かりしているお子さんに病状急変などの緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する緊急連絡先、及び保護者の指定する医療機関などへ速やかに連絡を行います。

9. 非常災害時の対応

(1) 非常時の対応

- ・ 別途に定める消防計画書、御津保育所危機管理マニュアルにより対応します。

(2) 避難・消火訓練

- ・ 避難及び消火の訓練は、毎月1回以上行います。

(3) 避難場所

- ・ 第一 御津区運動場（松江市鹿島町御津）
- ・ 第二 御津交流館横共同駐車場（松江市鹿島町御津）

10. 虐待防止のための措置

保育所で作成した虐待防止マニュアルにもとづき、こどもの人権の擁護及び虐待の防止を図ります。

入所当初の保育について

無理なく保育所の生活に慣れるために、慣らし保育の期間があります。お子さんの状態に合わせて相談しながらすすめていきましょう。



保育所とともに子育て



家庭と保育所が一体となって、お子さんのすこやかな成長を育んでいきましょう。
どんな小さなことでもご相談ください。

御家族全員が目をとoshi、協力していただきたいこと

1. 誓約事項の厳守について

入所の折の誓約書の事項は守りましょう。

保育料の納入

- ・納付期限までに保育料の納付がない場合は、滞納処分の対象となる場合がありますのでご注意ください。

保育時間の厳守

流行性疾患等の早期治療



2. 登降所について

- (1) 登降所は、保護者同伴で保護者 ↔ 保育士に確実に渡すようにしましょう。
- (2) 登降所の際は、必ずコドモンでの打刻をお願いします。打刻ができなかった場合は職員までお知らせください。
- (3) 相互連絡(健康状態・排泄・納入金・送迎者)を確実に行いましょう。
- (4) 登所時刻は朝9時までです。
欠席の場合や都合で遅くなるときは、給食準備の都合上、朝9時までにコドモンや電話で連絡をお願いします。
- (5) 自家用車での送迎は、ルールを守り、お子さんの安全に十分注意しましょう。



3. 生活習慣について

- (1) 朝は食事をすませてから登所しましょう。
- (2) 排泄をすませて登所するよう習慣づけましょう。
- (3) 顔、手、頭はいつも清潔にし、つめも短く切っておきましょう。
- (4) 自分のことは自分でできるようにしましょう。
- (5) 日常のあいさつができるようにしましょう。
- (6) 食べ物やおもちゃなどを持って登所するのはやめましょう。



4. 服装について

- (1) 着脱がしやすく、遊具などに衣服が引っかからない服装にしましょう。(スカート、スカートズボン、フード付き、後ファスナー、後ボタンなどの服はやめましょう。)
- (2) 靴は脱いだり履いたりしやすい物で、運動がしやすく足のサイズにあった物にしましょう。(サンダルはやめましょう。)
- (3) 持ち物には、すべてにわかりやすく記名しましょう。



- (4) 防寒具などは、フックに掛けやすいようにつり紐をつけましょう。
- (5) 保育所から借りた衣服は洗濯し、出来るだけ早く返しましょう。
- (6) もらわれた衣服などは、名前を書き直してから着ましょう。

5. 健康管理について

幼いこどもの集団生活ですので、次の事項にご協力ください。

- (1) 病気のときは早めに受診しましょう。
朝はよくても前日身体の具合が悪かったときは保育士に知らせてください。
- (2) 保育中に発熱など身体の異常がみられた場合は連絡いたします。症状によっては、お迎えをお願いすることがあります。
- (3) 感染症の病気は医師の判断が出てから登所しましょう。治って登所するときは登所届 A または B の提出をお願いします。
- (4) 投薬については事故防止のために原則行いません。ただし、持病があり継続的に投薬の必要のあるお子さんや、症状によってやむを得ず投薬が必要な方がいらっしゃいましたら保育所へご相談ください。なお、保育所で投薬が必要な場合は、医師から処方された薬のみ対応します。登所時、所定の用紙に記入・押印をして提出してください。（できるだけ、病院に朝夕の処方をお願いしてください。）

6. 連絡および届出について

- (1) 住所・勤務先の電話などの変更があったときはすぐに届け出をお願いします。
- (2) 迎えの人や、連絡場所が平常と異なるときは事前に連絡をお願いします。
- (3) 保育所からの連絡は次の方法で行います。

保育所だより 玄関掲示 クラス掲示 口頭 電話連絡 コドモンなど

(注) * 回答を要するものは期限までに提出しましょう。

* 毎日子どものかばんの中を見て、配布物の確認をしましょう。

* おたより袋は翌日に返しましょう。

- (4) 0～2歳児のコドモン連絡帳は、毎日目を通し、家庭での状態も入力していただき、登所までに送信し、担任保育士にお子さんの様子を知らせてください。

7. そ の 他

- (1) 雑巾2枚（ご協力いただければ）と「家庭連絡票」「独立行政法人日本スポーツ振興センターの同意書」「個人情報についての承諾書」「入所にあたっての同意書」「保護者会入会についての同意書」「コドモン確認書」を入所の初日に持ってきてください。

持ち物などの準備について

1. 準備品について

・持ち物すべてに組名、名前、目印をわかりやすく書きましょう。

<全クラス>

布団・布団袋

週末、隔週で布団を持ち帰ります。布団を干したりシーツを洗ったりして月曜日に持ってきてください。袋は持ってくる時と持ち帰る時のみ持参してください。ただし、夏場（6月～9月）は、汗をかくため、毎週持ち帰りますので、ご了承ください。

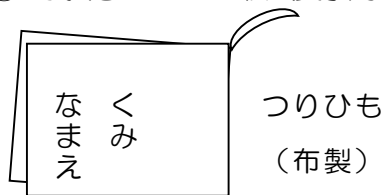
水筒

2歳児以上は、毎朝、沸かしたお茶を肩掛けの紐のある水筒に入れて持ってきてください。

<3・4・5歳児>

毎日リュックに入れて持ってくるもの

- ① 手拭きタオル 2枚（食事用・トイレ用）



- ② 歯ブラシ、コップ、袋（クラスによって歯磨きを実施する時期は異なります。）
③ 汚れた衣類を入れるビニール袋等 1枚

一週間(月曜日に持ってきて金曜日に持ち帰ります)

- ① 帽子

着替え入れ袋

・保育所に置いておく着替えを入れる袋の準備をお願いします。巾着型や手提げかばん等、形は問いません。概ね30cm×40cm程度での大きさと、着替え一式が入る物をお願いします。

着替え入れ袋の中に準備するもの

- ① シャツ(3枚位)、パンツ(3～4枚位)、上着(3枚位)、ズボン(3枚位)
② からだ拭き用タオル2枚位

＊衣類にはわかりやすく記名し、季節によってとり替えましょう。

＊汚れた衣類や使った袋は持ち帰った分補充しましょう。

その他

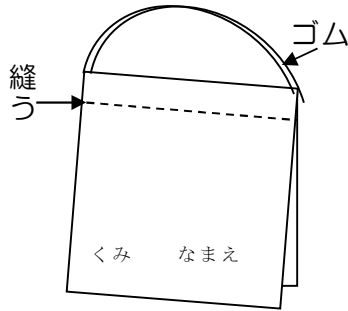
手提げかばん（絵本の貸し出しが始まりましたら使用しますので、準備をしておいてください。）

<2歳児>

毎日持ってくるもの(2歳児 手提げかばん または リュック)

*自分で荷物の整理ができるようになったらリュックを準備してください。

- ① 手拭きタオル 2枚(食事用・トイレ用)
- ② 口拭きタオル 2枚(食事用)
- ③ 食事用エプロン 2枚



*タオル1枚を半分に折りにしてゴムを通してください。

*首にかけて衣類が汚れない丁度よい長さにしてください。

*食事用エプロンは自分で着脱しやすいものであれば、他の物でもかまいません。

- ④ からだ拭き用タオル 4～5枚(使った分を補充しましょう)
- ⑤ 汚れ物を入れるビニール袋
 - ・エプロン用 1枚
 - ・汚れた衣類用 1枚
 - ・ビニール手提げ袋(レジ袋) Lサイズ(48cm～27cm程度)の物を100枚程度
年度当初(入所時)に持って来て下さい。保育所で保管して随時使用します。

着替え(2歳児はロッカーのかごの中に入れてください。)

- ① シャツ 上着 スボン それぞれ3～4枚

*衣類にはわかりやすく記名し、季節によってとり替えましょう。

*汚れた衣類や使った袋は持ち帰った分補充しましょう。

- ② おむつ 8枚程度

- ③ キッチン用ポリ袋 1箱 (保育所のトイレに置いて大便の始末に使用します)

※使用済みの紙パンツは、保育所で処分します。

<1歳児>

毎日持ってくるもの(1歳児 手提げかばん)

- ① 食事用エプロン 3枚 (上記2歳児の持ち物欄参照)
- ② おしぼり 3枚
- ③ からだ拭き用タオル4～5枚(使った分を補充しましょう)
- ④ 汚れものを入れるビニール袋等
 - ・エプロン、おしぼり用 1枚
 - ・汚れた衣類用 1枚
 - ・ビニール手提げ袋(レジ袋)Lサイズ(48cm～27cm程度)の物を100枚程度
年度当初(入所時)に持って来て下さい。保育所で保管して随時使用します。

着替え

(1歳児はロッカーのかごの中に着替えを入れてください)

- ① 下着のシャツ 上着 スボン それぞれ 3～4枚
 - ② おむつ 8枚程度
- *衣類にはわかりやすく記名し、季節によってとり替えましょう。
- ③ キッチン用ポリ袋 1箱 (保育所のトイレに置いて大便の始末に使用します)
- ※使用済みの紙オムツは、保育所で処分します。

<0歳児>

毎日持ってくるもの(0歳児 手提げかばん)

① 食事用エプロン 3枚 (別ページに記載：2歳児の持ち物欄参照)

② おしぼり 3枚

*①②については、離乳食が始まった時に担任が準備についてお伝えします。

③ からだ拭き用タオル4～5枚(使った分を補充しましょう)

④ 汚れものを入れるビニール袋等

・エプロン、おしぼり用 1枚

・汚れた衣類用 1枚

・ビニール手提げ袋(レジ袋)Lサイズ(48cm～27cm程度)の物を100枚程度
年度当初(入所時)に持って来て下さい。保育所で保管して随時使用します。

着替え (0歳児はロッカーのかごの中に着替えを入れてください)

① 下着のシャツ 上着ズボン それぞれ 3～4枚

② おむつ 8枚程度 お尻ナップ 1個(つかまり立ちでシャワーができるまで)

*衣類にはわかりやすく記名し、季節によってとり替えましょう。

③ キッチン用ポリ袋 1箱 (保育所のトイレに置いて大便の始末に使用します)

※使用済みの紙オムツは、保育所で処分します。

<ミルクを飲んでいる乳児のみ>

・哺乳ビン (乳首、ビンそれぞれに記名してください)

※保育所の滅菌庫で保管します。

・ガーゼハンカチ 3～5枚程度

・バスタオル 2枚

(共用のベビーラックを使用する際にバスタオルを敷いて使用します。

汗やミルクの吐き戻しなどで汚れることが多いので、毎日持ち帰ります。)

松江市立御津保育所

1. 施設の概要

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	松江市立御津保育所
施 設 の 所 在 地	松江市鹿島町御津799番地2
連 絡 先	電話0852-82-0302 FAX0852-82-0302
運 営 主 体	松江市
管 理 者	所長 田中 美智子
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
利用定員	満3歳以上の児童 31人 満1歳以上満3歳未満の児童 20人 満1歳未満の児童 9人
開 設 年 月 日	昭和43年4月1日
敷 地 面 積	1383.4㎡
建 築 面 積	延べ372.31㎡
建 築 構 造	鉄骨平屋建て

2. 職員構成

職 種	員数	常勤	非常勤	備考
所長	1	1		
主幹	1	1		
保育士	13	8	5	
調理員	5	2	3	
事務員	1		1	
清掃員	1		1	

※ 令和8年4月1日現在の職員構成です。

※ 「松江市児童福祉施設の設置及び運営に関する基準を定める条例」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員を配置します。

<職員の勤務体系>

- 午前7時～午後7時に、ローテーションにより勤務します。勤務日及び勤務時間帯は各職員により異なります。